

平成25年10月30日

富良野市長 能登 芳昭 様

富良野市下水道事業運営審議会

会長 小玉 将臣



消費税法改正に伴う料金改定について (答申)

本審議会は、平成25年10月30日付、富上下第206号で諮問のあった「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」による消費税法の一部改正に伴う使用料改定について慎重に審議した結果、次の通り結論を得たので、答申します。

消費税法の改正に伴う下水道使用料の改定は適当であり、改定後の下水道使用料は、下表のとおりとする。

区分		改定使用料		
区分		基本污水排除量 (1カ月) m <sup>3</sup>	基本使用料 (1カ月) 円	超過使用料 (1m <sup>3</sup> ) 円
用途				
家事用		8	1,144.80	194.40
団体用				
営業用				
その他				
内訳	税抜		1,060.00	180.00
	税		84.80	14.40
浴場用		100	3,564.00	54.00
内訳	税抜		3,300.00	50.00
	税		264.00	4.00